

ID: 3027

担当部署: 経済部 産業振興課

処分の概要	組合の解散の命令		
法令名 根拠条項	中小企業等協同組合法 第106条第2項		
法令番号	昭和24年法律第181号		
<b>【基準】</b> 法第106条第2項の規定による。 (法令等の違反に対する処分) 第106条 2 行政庁は、組合若しくは中央会が前項の命令に違反したとき、又は組合若しくは中央会が正当な理由がないのにその成立の日から1年以内に事業を開始せず、若しくは引き続き1年以上その事業を停止していると認めるときは、その組合又は中央会に対し、解散を命ずることができる。			
備考			
設定年月日	平成 28 年 7 月 31 日	最終変更年月日	令和元年 6 月 21 日